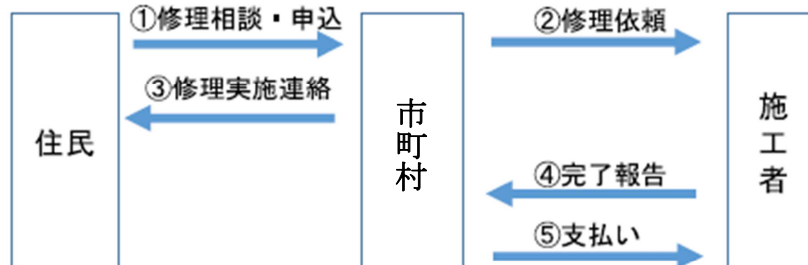


【令和5年7月14日からの大雨にかかる災害】

## 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度について【概要】 (日常生活に必要な最小限度の部分)

### 【制度概要】

災害救助法に基づく応急修理制度は、大雨により一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

### ★大雨被害から修理完了までのポイント

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意

### 【対象市町村・対象者】

対象市町村：秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、  
上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、  
井川町、大潟村（災害救助法適用市町村）

対象者：上記市町村で、被害を受けた住宅が災証明書で、「大規模半壊」  
「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害認定を受けた世帯。  
(「全壊」の場合は原則対象外ですが、修理により居住が可能となる場合には、対象となる場合があります。)

※詳しくは、お住まいの市町村におたずね下さい。

各市町村の問い合わせ先は、「住宅の応急修理に関する問い合わせ先」をご確認ください。

### 【費用の限度額】（1世帯あたり）

大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内

準半壊：343,000円以内

※費用は市町村から、直接修理業者に支払われます。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

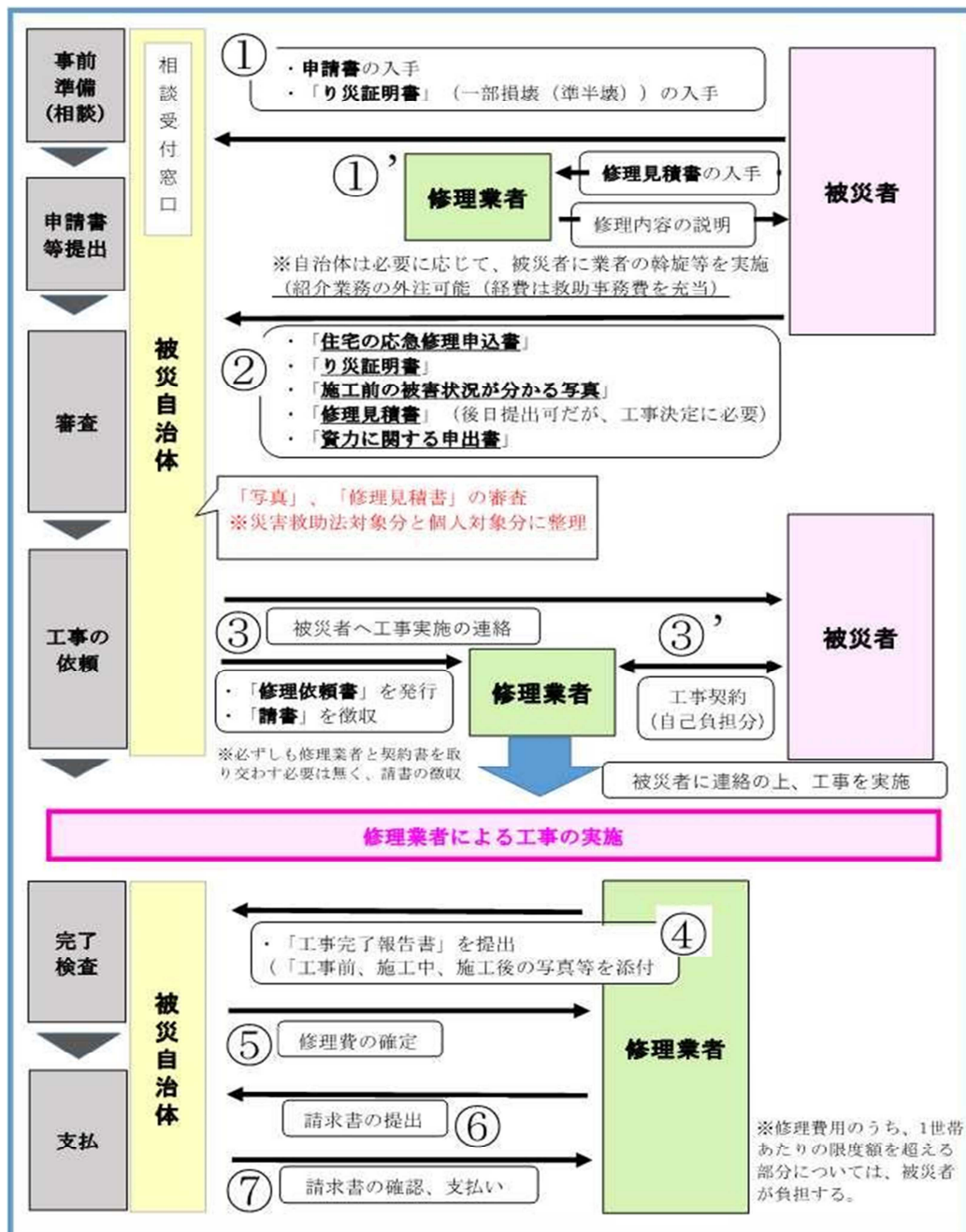
※手続きについては次ページ参照。

## 【手続き】

- ① お住まいの市町村より申請書、り災証明書をお受け取り下さい。
- ①' 市町村が紹介する修理業者（※1）に連絡いただき、修理見積書をもって下さい。
- ② 申込書等を作成いただき、市町村へ提出して下さい。
- ③ 申込書等の審査で適当と認められた場合、市町村から工事実施の連絡があります。
- ③' 自己負担分の修理については、別途契約をお願いします。

※1：市町村が紹介する業者以外でも対象となります。

応急修理の手続きフロー図



## 【必要書類】

- ①住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ②資力に関する申出書（様式第2号）※大規模半壊の方は除く。
- ③修理見積書（様式第3号）
- ④り災証明書（コピー）
- ⑤修理前の被害状況が分かる写真（修理箇所）

## 【制度利用にあたっての注意事項】

### ①修理代金の支払について

本制度は、市町村が修理業者に工事費を支払う制度です。個人が修理費用を修理業者に支払ってしまうと、制度は利用できなくなるため、ご注意ください。

### ②写真の撮影について

本制度を活用するにあたって、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

また、工事の修理中、修理後の写真も必須となります。修理業者に撮影を依頼してください。

## 応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

### <撮影上の留意点>

#### (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。  
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。  
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による濡れに注意してください。  
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

#### (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。  
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。  
室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

#### (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう  
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

### <修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



## 住宅の応急修理に関する問い合わせ先

市町村名	担当課	電話	FAX
秋田市	都市整備部都市総務課	018-888-5772	018-888-5763
能代市	都市整備部都市整備課建築係	0185-89-2940	0185-89-1779
男鹿市	建設課都市計画班	0185-24-9144	0185-23-2424
潟上市	総務部総務課危機管理班	018-853-5301	018-853-5211
大仙市	建設部建築住宅課	0187-66-4909	0187-63-4505
北秋田市	総務部総務課危機管理係	0186-62-6602	0186-63-2586
仙北市	建設部建設課	0187-43-2294	0187-55-5511
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222	0186-77-2227
藤里町	生活環境課	0185-79-2115	0185-79-2116
三種町	町民生活課消防防災係	0185-85-4823	0185-85-2178
八峰町	建設課建設係	0185-76-4610	0185-76-2203
五城目町	災害対策本部住宅支援チーム	018-852-5131	-
八郎潟町	住民生活課	018-875-5806	018-875-3096
井川町	産業課環境整備班	018-874-4421	018-874-2600

※令和5年8月9日現在、大潟村では住家の被害が確認されていないため、連絡先を掲載していません。